

加茂市分別収集計画 (第 10 期)

(期間：令和 5 年度～令和 9 年度)

令和 4 年 6 月策定
令和 5 年 4 月変更

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み 算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	6

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を促進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rの取り組みが拡大し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が実現され、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ・分別の徹底と3Rの推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	2,247 t	2,216 t	2,185 t	2,155 t	2,125 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

- ・ 容器包装リサイクルに関する知識の普及・啓発

容器包装リサイクルに対する理解と関心を深め、主体的に3R運動に取り組んでもらうため、パンフレットの設置や広報誌・ホームページ等による情報の提供を行う。

- ・ 買い物袋の持参の徹底

買い物袋（マイバック）持参の普及啓発・指導により過剰包装の抑制を図る。

- ・ 環境教育の推進

小学校等における廃棄物処理施設見学やリサイクル活動などあらゆる機会を活用して、ごみの排出量やごみ処理の状況等について状況提供し認識を深めてもらう。

- ・ 再生資源回収事業補助の活用

再生資源回収団体補助制度を広く利用してもらい、資源物回収の活動団体及び収集量の拡充を図り、ごみの資源化・減量化を促進する。

- ・ 再商品化製品の利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用及び販売の促進を図るため、啓発活動を積極的に実施する。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおりとする。

また、市民の協力度、市が利用できる施設、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

現在、未分別の容器包装廃棄物についても今後の検討課題としていく。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶類
主としてガラス製の容器 (無色・茶色・その他の色の区別なし)	ビン類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの ※未分別品	飲料用紙パック、 段ボール以外の紙製容器包装
ペットボトル (主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの)	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ※未分別品	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	68.0t		67.0t		66.1t		65.1t		64.2t	
主としてアルミ製の容器	61.2t		60.3t		59.5t		58.6t		57.8t	
主としてガラス製品無色・茶色・その他の色の区別なし	(合計) 144.8t		(合計) 142.7t		(合計) 140.7t		(合計) 138.7t		(合計) 136.7t	
	(引渡量) t	(独自処理量) 144.8t	(引渡量)	(独自処理量) 142.7t	(引渡量)	(独自処理量) 140.7t	(引渡量)	(独自処理量) 138.7t	(引渡量)	(独自処理量) 136.7t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.6t		0.6t		0.6t		0.6t		0.6t	
主として段ボール製の容器	123.8t		122.9t		122.0t		121.1t		120.2t	
主として紙製の容器包装であって上記以外の者	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 59.1t		(合計) 58.3t		(合計) 57.5t		(合計) 56.6t		(合計) 55.8t	
	(引取量)	(独自処理量) 59.1t	(引取量)	(独自処理量) 58.3t	(引取量)	(独自処理量) 57.5t	(引取量)	(独自処理量) 56.6t	(引取量)	(独自処理量) 55.8t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -
	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -
(うち白色トレイ)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(引渡量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -	(引取量) -	(独自処理量) -

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の
見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。（平成24年度から令和3年度までの対前年度比の平均を変動率として設定）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
24,734人 (対前年度比) 98.3%	24,413人 (対前年度比) 98.3%	24,095人 (対前年度比) 98.3%	23,782人 (対前年度比) 98.3%	23,473人 (対前年度比) 98.3%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在集団資源回収の中で収集されているアルミ缶・段ボールについては、引き続きこれらの実施団体及び民間業者が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶類	・委託業者による定期回収	民 間 業 者
	アルミ製容器		・委託業者による定期回収 ・集団回収	
ガラス	ガラス製容器（無色・茶色・その他の色の区別なし）	ビン類	・委託業者による定期回収	一部事務組合
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	・拠点回収	民 間 業 者
	段ボール	紙（段ボール）	・集団回収 ・拠点回収 ・委託業者による定期回収	民 間 業 者
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	ペットボトル	・拠点回収 ・委託業者による定期回収	民 間 業 者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・紙パック・段ボール・ペットボトルについては、現在市が委託する再生資源回収業者で収集・選別・保管し、それぞれ独自のルートで処理・資源化している。

ガラス・セトモノ類として収集したガラスびんは一部事務組合で分別を行う。

また、その他の容器包装廃棄物については可燃物として、清掃センター（加茂市・田上町消防衛生保育組合）で焼却処理している。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール製容器	缶類	袋	ダンプ車	民間施設
	アルミ製容器				
ガ ラ ス	ガラス製容器 （無色・茶色・その 他の色の区別なし）	ビン類	袋	ダンプ車	一部事務組合
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	ひらく	軽トラ	民間施設
	段ボール	紙（段ボール）	しばる	平ボディ車	民間施設
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル （飲料又はしょうゆそ の他主務大臣が定め る商品を充てんする ためのもの）	ペットボトル	袋	パッカー車	民間施設

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第8条第2項第7号）

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認し、記録し、3年後の計画改定時は、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・アルミ缶、段ボールの集団回収を実施している自治会・育成会・PTAなどに対して、回収量に応じて補助金を交付する。